

現在児童扶養手当を受給している皆さんへ

■問／こども政策課 ☎525-3767

1. 児童扶養手当の「現況届」を忘れずに！

8月1日から

年に一度、現況届の提出が必要です。該当する方には、7月31日(水)に案内通知を発送します。必要書類など詳しくは、案内通知をご確認ください。

■届け出期間／8月1～30日

■提出先／案内通知の指定先【こども政策課(保健福祉センター2階)または最寄りの支所】

※指定された届け出先の変更を希望する際は、事前に必ずご連絡ください。

※提出されない場合には、支払いが保留されます。

※支給開始から5年が経過した受給者の方は「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」の提出が必要です(該当の方には、6月に郵送済み)。提出が遅れた場合は、減額となることがありますのでご注意ください。

2. 児童扶養手当制度が変わります

(1)支給日のお知らせ

今年度から、支給日が変更になります。4カ月に1回の支給が、最終的に**2カ月に1回**に変わります。

●4～7月分 ⇒ **8月9日(金)** に支給

●8～10月分 ⇒ **11月11日(月)** に支給

●11月分以降

年6回(2カ月に1回) 1・3・5・7・9・11月の11日に支給

※11日が土・日、祝日の場合は、直前の平日に支給。

※支給月の前月分までの手当を支給します(例：11～12月分⇒1月に支給)。

(2)現況届による児童扶養手当額の変更は、11月分の手当額からとなります。

3. 法律婚をしたことがない未婚の児童扶養手当受給者の方に給付金を支給します

以下の全てに該当する方は、現況届提出の際窓口にご相談ください。

支給要件

①11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母

②基準日(10月31日)において、これまでに**一度も婚姻(法律婚)**をしたことがない方

③基準日において、**事実婚をしていない方**

支給額 一律 17,500円(1回限り)

申請期間 8月1日～令和2年1月31日まで

＜対象者診断チャート＞

児童扶養手当の受給者のうち、対象児童の父または母ですか

いいえ

はい

11月分の児童扶養手当の支給を受けますか

いいえ

はい

10月31日時点において、婚姻(届け出をしたもの)をしたことはありますか

はい

Q&A参照 いいえ

10月31日時点において、事実婚をしていますか

はい

いいえ

対象ではありません

対象となる可能性があります

Q&A

Q1. 基準日(10月31日)の翌日以後に他の自治体に転出(引っ越し)した場合の申請先は？

A. 基準日以後に転出した場合であっても、11月分の児童扶養手当を支給する自治体(基本的には、転出前の自治体)が申請先となります。

Q2. 現在、未婚で出産した子を育てていますが、過去に婚姻(法律婚)しています。対象になりますか？

A. 今回の給付金は、基準日(10月31日)において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない方を対象としていますので、給付金の対象にはなりません。

※児童扶養手当…父または母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭などの生活の安定と自立を助けるために、支給される手当です。(児童手当とは異なります)